

# 優先出資の募集に関する決定公告

令和2年3月16日

組 合 員 各 位

新潟市江南区旭2丁目1番2号  
はばたき信用組合  
理事長 宇野 勝雄

優先出資の募集について、下記のとおり決定いたしましたので公告いたします。

## 記

### 1. 募集優先出資の内容

(1) 優先的配当の額（以下「優先的配当金」という。）の額面金額に対する率（以下「優先的配当率」という。）は、次のとおりとする。

イ. 優先的配当率(年率)は「(優先的配当率の決定の基準日における5年物円金利スワップレート+6か月日本円TIBORと6か月日本円LIBORの спреッド+12か月日本円TIBORと6か月日本円TIBORの金利差+0.48%)×20」によって決定する。

ロ. 優先的配当率の決定の基準日は、初回を令和2年2月6日とし、以降5年毎の4月1日とする（なお、4月1日が銀行休業日の場合はその直後の営業日とする。）。ただし、初回の配当率見直しは、当初引受日の5年後の応当日以後最初に到来する基準日に実施する。

ハ. 決定された優先的配当率は、基準日の属する事業年度を含む5事業年度に適用する。

(2) 優先的配当率の上限は、年16割2分とする。

(3) 優先出資者に対する剰余金の配当の額が、優先的配当金を下回った場合、その下回った額は翌事業年度の優先的配当金に加算されないものとする。

(4) 優先出資消却に際し優先出資者の優先出資を買い入れる場合に支払う額は、次のとおりとする。

イ. 買入価額は一口あたり10,000円とする。

ロ. 買入に伴い発生する予定優先的出資配当率相当負担金は、「(一口あたりの優先出資額面金額)×(優先的配当率)×(当該年度の配当起算日から買入日までの日数/365)×(買入口数)」とする。

(5) 当信用組合の残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。

イ. 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。

ロ. 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）。

ハ. イおよびロの分配を行った後、なお残余があるときは、払込済普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。

ニ. 残余財産の額がイおよびロにより算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

2. 募 集 口 数	200,000口
3. 額 面 金 額	1口につき500円
4. 払 込 金 額	1口につき10,000円
5. 払 込 期 日	令和2年3月31日（火曜日）
6. 配 当 起 算 日	令和2年3月31日（火曜日）
7. 増加する資本金および資本準備金	資 本 金1口につき 5,000円 資本準備金1口につき 5,000円
8. 募 集 の 方 法	私 募 以 上